

第7回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年3月9日（金）12:57～13:59

2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ

（専門委員）川田順一、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）馬場内閣官房IT総合戦略室参事官、奥田内閣官房IT総合戦略室参事官

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）総務省：吉田官房総括審議官（情報通信担当）

犬童情報流通行政局情報流通振興課長

諏訪情報流通行政局情報流通振興課長補佐

国土交通省：平田土地・建設産業局建設業課長

内田大臣官房地方課長

田村大臣官房技術調査課建設技術調整室長

4. 議題：

（開会）

1. 入札・契約手続の簡素化に関する対応方針について（関係省庁からのヒアリング）

・物品・役務（総務省）

・建設工事・測量等（国土交通省）

2. その他の確認事項について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間より前でございますが、予定された方は、お見えでございますので、第7回「行政手続部会」を開会させていただきたいと思っております。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、江田委員、野坂委員、大崎専門委員、國領専門委員、佐久間専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、昨年より引き続きまして、各省庁における横断的課題であります入札・契約に関する手続の簡素化について、総務省、国土交通省からヒアリングを行うとともに、独立行政法人の入札参加資格の取り組み方針等について、事務局から説明がございます。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて、

質問、御議論をお願いしたいと思います。

なお、ヒアリングを行うに当たりまして、前回議論を踏まえた対応方針を資料1-1のとおりメモにまとめ、各省に対して通知をしております。

それでは、総務省より資料1-2について御説明を頂戴したいと思います。恐れ入りますが、時間の関係上、15分ということをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○吉田総括審議官 ありがとうございます。総務省でございます。

先生方、大変お世話になります。

昨年12月にこの場で私どもから御説明をさせていただきまして、その場でいろいろな御指摘、また、アドバイス等も頂戴をいたしました。それを踏まえまして、それ以降、私どもの方で我々が担当しております物品・役務に関します電子調達のシステムにつきましても、利便性の向上ということについて、一定の考え方の整理を行いまして、また、限られた時間ではございますけれども、一部の事業者さんなどの御協力も得るような形で、これに関する行政の手続のコストをどう削減していけばいいかということに資するような試算を少し行わせていただきました。

それを踏まえまして、担当課長から資料の御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○犬童課長 情報流通振興課長の犬童でございます。

資料1-2のクリップを外していただきまして、1-2とともに、A4横で「政府電子調達システム等の利便性の向上について」という紙と、A3の参考資料がありますので、このA4の横紙とA3の参考資料で御説明申し上げます。

A4の利便性の向上についての資料をめくっていただきまして、1ページ目、これは御案内のとおり、物品・役務に係る政府の調達システムについては、資格審査の関係の調達総合情報システムと、入札・契約の関係のGEPS、この2つのシステムからなっているわけでございます。

2ページ目と併せて、先ほどのA3の参考資料を横に置いて御覧いただければと思います。まず、前回のこの会議で事業者さんや各省庁さんの利用実態や改善要望を御報告させていただきましたけれども、それとあわせて、前回の議論を踏まえて、3つの点で対応方針をまとめてございます。

1つ目がシステムの改善ということでございまして、これはA3の参考資料を御覧いただきたいと思います。一番上にシステムの改善とございますけれども、②政府電子調達システム、入札の件でございますが、こちらについては、平成32年の1月から、次期システムの更改ということになっていきますので、これを機会に、書類提出時の添付ファイルの上限サイズの拡大とか、前回御議論いただきましたクラウド技術の活用も含めた検討、半角、全角文字の自動入力変換、入力時のエラー表示等について対応していきたいと考えてございます。

また、①の調達総合情報システムでございますが、こちらについても同様に、半角、全

角文字の自動入力変換、入力箇所のエラー表示の対応ということとあわせまして、添付書類の提出不要化ということも検討していますので、その提出不要化に伴うシステム改修についても、順次対応したいと考えてございます。

さらに、将来的には、今、2つのシステムに分かれておりますけれども、これらのシステムの統合に向けた検討を行ってまいりたいと考えてございます。

A4の2ページ目、2つ目の申請書類の添付書類の削減の関係でございます。こちらも検討した結果、登記事項証明書の写し、納税証明書の写しについては「IT新戦略の策定に向けた基本方針」等々、政府の決定方針に基づきまして、平成32年度以降、法人番号等を活用したバックオフィスの連携にあわせて提出の不要化ということで取り組んでまいりたいと思っております。

営業経歴書、誓約書、役員等の名簿については、前回御議論いただきまして、申請書への一本化ということで、提出不要化を図ってまいりたいと思います。

提出不要化の時期については、次回の競争参加資格定期審査が平成31年1月を予定していますので、これまでは提出不要化ということで、取りまとめてまいりたいと考えてございます。

残る財務諸表でございますけれども、この財務諸表は、企業からお申し出がございましたので、財務諸表等の内容をオンラインで確認するやり方がないかどうか、原則不要化に向けてもあわせて検討は行ってまいりたいと考えてございます。

3つ目の普及啓発でございますけれども、これは民間利用者さんの方で既に電子調達になれている方の先行事例を集めまして、その周知徹底を図るとか、あるいは、操作マニュアル・FAQの充実化、省庁側の職員の意識改革等々について対応してまいりたいと考えてございます。

A3の一番最後にKPIがございます。まず、電子応札率については、今、60%ということで進めていますが、これは平成30年度までということでございますので、その後は当然ながら100%デジタル化を目指して対応してまいりたいと思います。

行政手続コストについては、部会長から御指摘をいただきまして、20%以上削減ということを目標に掲げて取り組みたいと思います。具体的には、平成30年内に2017年度の行政手続コストをしっかり算定して、20%以上減らすように効果測定をしてまいりたいと思います。

A4の方の資料に戻っていただきまして、3ページ、行政手続コストの削減ということで、先ほど吉田からありましたように、一部の事業者さんにお聞きしまして、アンケートを行ってございます。アンケート対象は前回改善要望等をお聞きした120社に対して2月にアンケートを行ってまして、45社から回答がございました。まだまだ粗々なアンケート内容だったということもあって、正確な数値ということではなくて、暫定的な数値として見ていただければと思います。

1点目、申請書の様式取得・作成・提出に関する平均所要時間ということでございまし

て、申請書の様式をとりに行く。これはインターネットの場合もあれば窓口もございます。それから、取り寄せた後に作成するものもパソコン入力、または手書き、その後、書類の提出についても、ネットでやる場合と、郵送または持参と、いろいろな方式がありますけれども、ネット申請を行っている事業者さんの平均は67分という数字が出てございます。一方で、紙による郵送または持参の場合の申請については、218分という数字が出てございます。

2点目、添付書類の削減について試算した結果でございます。まずは添付書類の現状でございますが、添付書類の取得・作成に関する平均所要時間は一番左にございまして、登記事項証明書の写し96分、納税証明書の写しが、これは窓口に取りに行くということもございまして、同じように96分、営業経歴書が41分、誓約書及び役員等の名簿が39分、財務諸表等49分となっています。この時間は記載だけではなくて、会社の中の決裁とか、そういう手続の時間も含めてだと思っておりますが、これぐらいの時間がかかっているようでございます。添付書類だけで合計で321分というのが平均のお時間でございます。

これを先ほどの方針に基づきまして、まず、平成31年度に営業経歴書と誓約書等の申請書の一本化を行った場合が真ん中の数字でございまして、営業経歴書については、申請との記載事項等のダブりの部分を除いて、半分ぐらいはダブっていましたので、半分の記載時間については不要になるということで、試算しますと25分ぐらいは削減できるということで、41分が16分ぐらいになる。誓約書、役員等名簿につきましては、これは申請書に一本化しますけれども、記載内容自体はダブっているものではなくて、記入時間については減りませんが、一方で、印刷とかPDF化の作業が削減されるということで、この時間が約9分ということで、39分から30分に減るということでございます。削減後の総所要時間が287分ということで、10.6%削減ということでございます。

平成32年度以降、バックオフィス連携で登記事項証明書の写し、納税書の写しの提出不要化を行った場合は、これは96分それぞれかかっていますが、0分ということになりますので、同様に計算しまして、70.4%の削減という数字になってございます。

平成31年度時点で10.6%削減という数字でございすけれども、一方で紙の申請からネット申請に移るということを考えると、もう少し削減率が高い数字が出てくるのではないかと想定してございまして、20%以上削減ということで、目標を設定させていただきました。なお、先ほど申し上げましたように、これは暫定的な数値でありまして、アンケートをもう少し正確に精緻なデータを取りたいと思っておりますので、それは2018年内に行いたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの総務省の説明に対して御質問等があれば、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

積極的にチャレンジングに計画、しかも、かなり具体的な計画を立てていただきまして、

これはぜひベストプラクティスということで各省にも示して倣って取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

それを踏まえて、幾つか御教示いただければと思います。まず、納税証明書でございますが、IT室等のお話では、登記事項証明書のバックヤード連携は具体的な言及があります。そして、納税証明書について、バックヤード連携ということを前提にして、多分不要化というお話が出てきているのだらうと思うのですけれども、IT室、これは納税証明書についてもバックヤード連携できるとお考えなのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○奥田参事官 具体的なところの作業はまだですけれども、当然添付書類全廃という形になっていますので、手続について全て見ていくということです。何らかの形で情報連携しないと、添付書類の撤廃はできませんので、そこは検討していくということにしております。

○高橋部会長 そうすると、基本的には同じように登記事項証明書と同様にバックヤード連携を御検討いただくということになるのでしょうか。

○奥田参事官 バックヤード連携の形もありますし、余り件数が少ないような手続であれば、そこは納税証明書を登記事項証明書と同じような形で、ウェブサイトで権限を与えて閲覧ということもあると思いますので、そこはいろいろなやり方があるかと思います。

○高橋部会長 なるほど。いろいろなやり方があると。

○馬場参事官 補足しますと、登記事項証明書は先生におっしゃっていただいていますように、既に仕組みがあって、32年度に向けて着々と工程が進んでいるというものであります。今、奥田が申し上げましたのは、これから加速して私どもが検討して仕組んでいくもので、若干フェーズが違うということは御理解いただければと。いずれにせよ、全廃に向けて努力していくということでございます。

○高橋部会長 総務省、納税証明書については、この不要だというのは、どのような形で不要にされると御構想されているのでしょうか。

○犬童課長 今、IT室から御説明があったように、バックオフィス連携ができた段階でシステムも導入していくということで整理をしてございます。

○高橋部会長 基本的にはバックヤード連携ということをやつつ、少なれば閲覧も考えていただくという形で、総務省としては御検討いただいているということですね。分かりました。そういうことで、不要化に向けて積極的に御議論いただきたいと思います。

もう一つ、一番A3の紙の右下ですが、行政サービスの100%デジタル化ということですが、これは100%電子入札を目指すとは私どもは理解させていただいてよろしいのでしょうかということなのですが。

○犬童課長 御指摘のとおりでございます。

○高橋部会長 もう一つ、先ほど詳しい削減率を示していただいて、31年度までに10.6%だけでも、電子申請率の向上を合わせると20%になるのだらうというお話だったのですが、100%を目指す前に、31年度について、現状と比較してどのぐらいを目指そうと、この辺は

いかがでしょうか。

○犬童課長 今日資料には、これは暫定的な数字なので記載していませんけれども、80%ぐらい行くと、全体的に17~18%ぐらいの削減。今、60%ぐらいですので、それが80%に上がると18%ぐらいの試算が出ていまして、それぐらいの80%以上を、できれば目指したいとは思っています。

○高橋部会長 できれば計算の根拠も少し明らかにしていただいて、100%を目指すということであれば、一挙には数字は上がらないので、今、60%であれば、当然その中間の70とか85という数字が出てくると思います。その辺、ぜひ御検討いただければと思います。

ほかはいかがですか。

川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 川田でございます。

非常に意欲的な取り組み、ありがとうございました。

1点、添付書類の中でも財務諸表でございますけれども、A4横の資料の3ページを見ますと、結局は財務諸表の時間が一番多い49分がそのまま残っているということでございますが、他方、2ページ目では、オンラインで確認する手法など、原則不要化に向けて検討をする予定と伺っているわけです。そうしますと、相当削減率が高まるわけでございますけれども、この財務諸表の内容をオンラインで確認する手法というのは、例えばどのようなことをご考へになられているのか。これがなくなれば添付書類のほとんどがなくなりますので、大きいと思いますが、いかがでしょうか。

○犬童課長 まだ検討段階ということで書いているのですけれども、法人インフォメーションと連携することで、上場企業のデータについては、政府部内にあるものについて閲覧できるのでいいのですが、それ以外のところについては、まだ手法が我々もまだアイデアがないものですから、その辺りをどうするかを検討するということになるかと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○安念部会長代理 ありがとうございます。

政府に常にあるものはそれでいいですね。なければ、有報などはこれは非常に確度が高いし、すぐに見られますけれども、そうはいつでも、株式会社の中で有報を出しているところなどは数的には僅かしかない。そうすると、ウェブで取ってこられるものとなると、会社法上の公告の類いをウェブでやっているものを見るぐらいしかないですか。何か現状でもしお考へがあったら教えていただきたいと思います。

○犬童課長 先生のおっしゃるようなことを議論はしたのですけれども、それ以外のアイデアは今のところないです。いろいろと教えていただければと思います。

○安念部会長代理 分かりました。ありがとうございます。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 今の質問に関連するのですけれども、要は、財務諸表については、いろいろな許認可とか、ほかのものでも財務諸表の提出を求めたりしているような例もあって、

このシステムだけの問題なのかというのがあるのではないかと思いますので、また、IT室の方でも、そのあたりの統一的なやり方がないのかどうか御検討の余地があるように思うのですが、いかがでしょうか。

○馬場参事官 おっしゃるとおりでございます。調査をした添付書類の中で、決算書という形で財務諸表を想定しておりますので、先ほどの納税証明書も含めて、全ての書類について何らかの形で、法人インフォメーションもあろうかと私どもも思っておりますし、犬童課長がおっしゃっているようないろいろな事例を私どもとしても中で検討して、推進していく。それを総務省さんと連携して、ぜひ前に進めていきたいという立場でございます。それ以外の手続についても、今、御指摘いただきましたように、全て横断的にカバーしていくということ为原则として取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひお見守りください。

○高橋部会長 今回の濱西専門委員の御指摘、大変目からうろこだったのですけれども、1回どこかの許認可手続で財務諸表が出ていたら、それでも財務諸表提出済みみたいな表示が出て、それを役所から取りに行く、要するに、ワンスオンリーですね。1回出したらその年度の財務諸表はほかの手続では一切要らないといったようなことは、システム上あり得るのではないかと、私は今、お聞きして思ったのですが。

○馬場参事官 まさにおっしゃっていただいている話が、法人インフォメーションをキーとして、法人番号をキーとして情報を集める際に、政府部内のワンスオンリー、出されたものの一般的なパブリックな財務諸表以外のものについて、どのように集めることができるのかということについて、経産省とともに私どもも検討を進めていきたいと思っておりますので、その中で解決していく課題だというように認識しております。

○奥田参事官 補足しますと、手続の添付書類について言いますと、添付書類を出す方と、それを使って申請を受ける方と両面で見なければいけないと思っております。今、総務省さんでいくと、添付書類をつけてもらって、その申請を受け付ける。では、納税証明書を出す方について、そこをどう提供してもらおうのかというところの関係もあります。そこはIT室の検討の中では添付書類を出す方、それを使って受ける方、両方から今、検討しておりますので、今、先生がおっしゃっていたような形で連携の形をどうするのかというのは具体的に詰めていきたいと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 関連ではないのですが、地方自治体だとか、独立法人だとか、そのあたりも、先ほど一番最後にお話ございました31年度を目指して行政サービス100%デジタル化というあたりに関して、そういったほかの団体様はどのようにというお話がもしあるのであれば、ちょっと知りたいなと思ったのですけれども、あくまで国の手続だけという感じなのでしょうか。

○高橋部会長 IT室、いかがですか。

○奥田参事官 民一民手続も含めて、地方公共団体も含めて、今、視野には入れていると

ころでございます。行政手続の中で、法制度の関係でやっているものについては、視野に入れていきたいと思っています。

また、手続について言いますと、デジタル・ガバメント実行計画の中で一部触れているのは、競争参加資格のところについて、地方公共団体からも要望が出ておりました、企業からも千代田区で申請したものが、次、文京区に行くともまた申請しなければいけないという形で、市町村のほうは統一感がとれていないところもあって、そういうところはスコープに入れながら検討はしていきたいと思っています。行政機関内、政府内であれば総務省に申請して、オーケーが出れば全省庁オーケーという形になっていますので、統一審査資格という形になっていますので、そのあたりはまた検討のスコープには入れたいと思っています。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 地方についてのアプローチもまた全体として考えたいと思っていますので、どうもありがとうございました。

大体お時間になりましたので、総務省におかれては、非常に積極的なお取り組み、ありがとうございます。引き続き、またよろしく願いいたします。

本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。

○吉田総括審議官 どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(総務省退室)

(国土交通省入室)

○高橋部会長 続きまして、国土交通省より資料1-3について御説明を頂戴したいと思います。本日はどうもお忙しいところありがとうございました。よろしく願いいたします。

時間の関係で、大変申しわけございませんが、15分以内でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○平田課長 国土交通省建設業課長の平田でございます。今日はよろしく願いいたします。

私どもから資料1-3ということで、入札・契約の関係につきまして、資料を提出させていただいております。論点として挙がっていることにつきましての御回答を、私からまとめて申し上げたいと思います。

まず1枚目、共通事項として、取組の目的は、行政手続コストの削減とするとか、あるいは「行政手続コストの20%以上削減」ということがございましたけれども、こういったことにつきまして、私どもも異存ないといえますか、まさにその方向で一緒に事務局とも調整をしながら進めさせていただきたいと考えております。

また、原則2020年までとする取組期間についても、その方向で、私どもも努力をし、そうなるように頑張りたいと考えてございます。

そのうち「行政手続コスト」につきましては、今年の9月までを目途に検討・算出して

まいりたいと考えております。

それと、④の登記事項証明書及び納税証明書の写しなど、行政関係の書類の扱いでございますけれども、足並みをそろえて行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討するというところでございますので、私どもとしても、省庁横断的な調整をしていただいた上で、提出不要とする方向で進めてまいりたいと考えてございます。

2 ページ目、個別事項（建設工事・測量）でございますけれども、提出資料簡素化の取り組み、これは簡易確認型についてでございますが、2020年3月までの普及の数値目標を検討するというところで、これにつきましても、その方向で取組をさせていただきたいと考えてございます。

3 ページ目、経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、2020年3月までに取り組める事項について検討するというところで、こちらについても、どういったことであれば早く取り組めるかということにつきまして、しっかり検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

まず、私から幾つかお聞きします。積極的にお取り組みいただくということで、大変ありがたいと思っています。そして、手続コストの簡易型について具体化をお願いするということがあったのですが、これは重要な取り組みでございますが、具体案はいつまでにお考えいただけるのかということをお話しいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○田村室長 技術調査課よりお答えを申し上げます。

ここにあります提出資料の簡素化の取組の簡易確認型ということで、現在、一部の国土交通省直轄工事において、試行的な取組を行っております。全般でお答えしましたとおり、その全体像ですね。目標等については、ことしの9月までに検討を進めていくということで、どういった工事を対象にどれだけやるのかというのは、今年の秋までに具体的なことを検討してまいりたいと考えております。

○高橋部会長 事務局、9月ということでもいいのですか。

○石崎参事官 他の手続については、今年3月までとなっておりますけれども、国交省に関して言うと今回初めてこの場でお願いするということになりますので、多少の猶予は必要かなと思います。具体的な時期をどうするのかというのはあれですけれども、今から恐らく計測を、大手企業、中小企業等についてヒアリングしていただくということにはなると思います。

○高橋部会長 簡易型については計測はいるのですか。

○石崎参事官 簡易型の方ですか。失礼いたしました。

○高橋部会長 経営事項審査の簡易型の実施という話だと思っておりますけれども、これも9

月までですか。

○石崎参事官 失礼しました。9月までというのは、その前の1ページ目の話で、2ページ目の話は特にどうするかは、国交省の方に。

○高橋部会長 お答えいただいたところで、申しわけないのですけれども、簡易型についてもやはり9月なのでしょうか。これは私としては、規制改革推進会議の答申が確か6月ですね。だから、そこまでには合わせていただいた方がありがたい。計測とか、そういう具体的な手続が必要なのは間に合わないというのもやむを得ないかなと。我々としてもこの年度、いわゆる数値目標に取り組んでくださいというお願いをしたので、急にはできないとは思いますが、簡易型の実施などについては、そういう手続が要らないのかなと思っておったのですが、そこはいかがでしょうか。

○平田課長 今、経営事項審査あるいは簡易型という言葉で、違う項目にまたがる話と頂戴したのですが、部会長がお尋ねになっておられるのは、2ページの部分ということによるしゅうございますか。

○高橋部会長 そうです。提出資料簡素化の取組についてということで、数値目標の検討ということですが。

○田村室長 今、御意見をいただいた6月というものを、これは2020年3月までのということになりますので、どのような形で出せるかをこれから検討したいとは思っております。その際に、この1ページ目でいただいている行政手続コストという事業者の作業時間に換算するには、実際に受注者のヒアリング等、実際の事務量の把握をしないといけないと考えております。ただ、例えば我々が発注する工事の件数みたいなものであれば、もちろん予算が成立をして、具体の工事の計画を立てないとどれぐらいの目標を立てるのかということも具体的には検討できませんので、それらに必要な期間はいただきたいと思っておりますけれども、少ししっかりと検討していきたいと思っております。

○高橋部会長 なるほど。頭が悪いので申しわけないのですが、2ページ目のこの数値目標というのは、何か計測が要るような数値目標なのでしょうか。手続コストを計算して、何時間削減しますという数値目標ということでしょうか。何%という、そういう話ではなくて。

これは事務局、どうなのでしょう。

○石崎参事官 これは事務局が作ったペーパーです。これは何%という、いわゆる普及目標ですので、それ自体はコスト計測をするということではないです。

○高橋部会長 ないと私は理解していたのですけれども。

○石崎参事官 1ページの②のような、行政手続コストの計測をするものとは異なって、簡易確認型が全体の何%になるかという。

○高橋部会長 そういう話だと私は理解していたのですが、頭が悪くて申しわけないです。

○田村室長 これは具体の工事の発注の中で検討していかないといけないと思っておりますので、予算成立後、速やかに検討に着手していきたいと思っております。

○高橋部会長 では、なるべく6月までにと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、具体的な計測が必要なものについては、9月ぐらいまでには何とかやっていたけるということをお願いできるということで、よろしいでしょうか。我々も新しいお願いなので無理はできないと思っておりますが。

○平田課長 例えば1ページ目にございます行政手続コストの算出というのは、計測なども含めて、作業時間について目標を決めるということでございますので、それについては、ここの資料にもあるように、9月までを目途にやっていきたいということでございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

私の方からもう一点でございますが、総務省のほうで、財務諸表の原則不法化なども考えていらっしゃるということです。これは国交省でも同じような形でお考えいただくということで、よろしいでしょうか。総務省としては積極的に同じ入札について御検討いただくということがあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○内田課長 今、初めてお聞きしたお話でもございまして、国土交通省の直轄工事の入札で言うと、前々回に御説明させていただいたように、基本的には資格審査の受付はインターネット一元受付をやっておりまして、紙でいただいているのは納税証明書だけという状況になっております。多分データ類や必要な事項は、インターネット受付の中で数値を入力していただくものはあるのですけれども、それも多分、2年前に登録したデータをそのままウェブ上で呼び出せるようなシステムになっておりますので、総務省さんがどういう手続をとられてどこで書類をとられているのかというのは、我々、恐縮ですが、承知していないところがあるのですが、国土交通省の直轄工事の資格審査においては、紙は今、納税証明書だけをいただいているというところにはなっております。

○高橋部会長 では、財務諸表はネットでアクセスできるということですか。

○平田課長 建設工事の場合は、建設業法上、公共工事を受注しようという建設業者は、経営事項審査は発注者が全国の自治体など多数にまたがりますので、一元的に建設業の許可部局で、経営事項審査ということで財務諸表などは提出いただいた上で点数を出す作業をやってございますので、そういう意味でいうと、個々の発注者に対して財務諸表を提出するということは基本的にはない手続になってございます。1回で済むということです。

○高橋部会長 経営事項審査のときに提出すればいいと。これは経営事項審査のときも要らないということは難しいですか。

○平田課長 工事の場合、発注者が一番心配しているのは、工事の途中で建設業者が倒産することです。経営状況は建設業者の評価に当たっては、極めて重要な要素だと思っております。そういう意味で、財務諸表は提出していただかないことには、なかなか企業の評価は難しいかと思っております。

○高橋部会長 それは例えばバックヤード連携のような形はあり得ないのでしょうか。政府全体で1回出してもらって。

○平田課長 そういう意味で申しますと、建設工事に関しては、どの役所が発注する工事

であろうとも、全部一元的に私どもはやっておりますので、既に連携ができていているという理解をしてございます。

○高橋部会長 IT室、こういうものについても財務諸表を不要化するというようなことは、理論的には無理ですか。

○奥田参事官 先ほど申しましたように、受け手側と、財務諸表については企業の方が作るものという形になりますので、その辺り、どう連携をしていくのか。今回、国交省さんがおっしゃっているように、建設工事ということであれば1回で終わっていますけれども、それ以外にもいろいろな企業が財務諸表を出す機会がありますので、そのあたり、どう連携をさせていくのかというのは視野に入れながら検討はしていきたいと思います。どういった形になるかは、まだこれから検討ということですので、形はちょっと見えませんが、そこはスコープに入れていきたいとは思っています。

○高橋部会長 ですから、他の全体の領域の事務との一本化が仮にIT室の関係で出れば、それに乗っていただくということは十分あり得るのではないかとということで、その点はIT室とよく御相談いただいて、連携をお考えいただきたいというお願いなのですが。

○平田課長 いずれにしても、建設業者の経営状況の評価というものは、入札の事務の中で極めて重要でございますので。

○高橋部会長 見るな、項目を消せという意味ではないですね。

○平田課長 そこは今の伺っている範囲だと、どういった形になるかこれからということでございますので、いずれにしてもお話をよく伺いながらということだと思います。

○高橋部会長 ありがとうございます。

あと、営業経歴書とか誓約書とか役員名簿は、例えばこれを申請書類に一本化するみたいなことは無理なのでしょうか。総務省はそういうことをお考えなのですかけれども、仮にそういう同じような取り組みは国交省の取組の中でできないかなと。

○平田課長 その点についても、例えば発注者にどういう書類を提出するかということの関係で言いますと、発注者としては、建設工事を発注する場合に、建設業の許可を持っているかどうかということを見さえすれば、許可がある業者ですねということであればそれで済む話でございます。そういう意味でいいますと、許可を私どものほうがやる際に、役員の名簿などを拝見しまして、例えば暴力団関係者がいないかとか、そういうチェックをさせていただいて、許可を出しているということなので、もう許可をとっている業者であればそれでいいというのが大方の建設工事発注者の理解かと思っております。

○高橋部会長 改めて要求はしないと。要するに、許可をとっているかどうかだけを見て、その後はもうおしまいであると、こういうことですか。

○内田課長 先ほど申し上げましたように、資格審査に当たっては、書類は今、納税証明書だけをいただいて、そこは全体の中での整理があればということは先ほどお答えさせていただいたかと思っておりますので、そういう意味では、国土交通省を初め、インターネット一元受付をやっている発注者については、資格審査の際の書類はそれだけという状況でござ

います。

○高橋部会長 分かりました。納税証明書については、前半のところではIT室も積極的に御検討いただけるということでございましたので、ぜひ、同じような形で御検討いただければと思います。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 今回のインターネット受付をしているところはというので確認なのですが、国や大きな都道府県、政令市あたりですと、当然インターネット受付されていると思うのですが、小さな町だとか、村とか、そういうものも含めまして、どのぐらいインターネット受付が行われているのか、教えていただけないでしょうか。

○内田課長 まず我々がやっているのは、国の直轄工事についてであります。自治体は、都道府県も市町村もそれぞれいろいろな入札制度なりいろいろな基準を持たれていると思いますし、逆に自治体の制度まで我々が一つの土俵に乗って同じでやってくださいというのが適切かどうかという議論もあろうかと思えます。そういう意味では、自治体側の数字というのは、恐縮ですが、我々は把握していないところではございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 それでは、自治体も含めると、細かな何%かまでは言えないとしても、100%インターネット受付にはなっていないという実態という理解でよろしいわけですね。

○内田課長 少なくともネットではなく紙で資格審査の受付をやっている自治体があるということを我々も承知しております。その比率ですとか、どのぐらいあるのかというところまでは、恐縮ですが、把握はしていないのですけれども、そういう状況ではございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

検討するということの回答でございますので、具体的なことについてお聞きするかどうか迷ったのですけれども、確認させていただきます。事業者側のアンケートによりますと、建設工事・測量の入札に関する経営事項審査について、提出書類が非常に多いという声がありますが、その一つに、行政機関が既に保有している情報の提出を求められるというものがあります。例えば、納税証明、社会保険、労働保険、雇用保険等に関する書類を個別に求められるのだとか、あるいは、技術職員の資格の合格証が毎年要求されるのだとか、完成工事高の確認書類も毎年求められるとか、実はそのような話があるというのは御存じのとおりでございますけれども、そういうところも含めて見直しをされているのかという確認が一つございます。

2つ目が、先ほどの質問にも関連するのですけれども、たしか前回のお答えの中では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会という機関がございまして、そこで競争入札に関しましては、様式などの統一を図るような協議をしているというお話があったわけですが、この検討には協議会での検討も含まれているのかどうかについてお聞きしたいのです。

○平田課長 まず1点目の御質問でございますけれども、経営事項審査に提出する書類について、いろいろな御意見があるのは私どもも承知しております、であるからこそ、政府全体の生産性向上等を図る中で、元々こちらの規制改革の議論をやる前か後かは別としても、私どもなりに有識者会議を設けて、いかにして行政手続を減らせるか、経営事項審査についても負担を減らせるかという検討をさせていただいております。

そういう意味で申しますと、確かに既にいただいているはずの書類などについて改めては要らないのではないかとということもあって、例えば建設業のいろいろな許可とか、経営事項審査の手続は、国交省の地方整備局のみならず都道府県でもやっておりますので、いろいろな話を聞きますと、県の中には、書類をそこまで求めているのですかということころもある実態も私どもなりに調べて幾つかありましたので、そういうものは要らないのではないですかということをお知らせしたりとか、そういったこともしながら、できることからやっていきたいと思っておりますし、御質問にお答えするとすると、そういう書類の重複等々も見ながら、全体的に負担が緩和されるようにという方向で検討していきたいと思えます。

○内田課長 2点目の中央公契連の関係でございますけれども、この会議で頂戴した御意見等は、きちんと、まず会議の場で御紹介させていただきます。今回随分対象法人が広がって、新たに参加していただいたところもあるものですから、そういうところに、今、どういう実務的な運用をしているのかというアンケート等を取らせていただいております、その結果をまとめてみて、それぞれ差があったりするところはうまく調整できないかと。こういう検討を進めていっているところでございますので、その連絡協議会の場を使って、しっかり調整を図ってまいりたいと思っております。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 先ほどの続きなのですが、まだ、インターネットなどで受け付けられていないような小さな町村だと思っておりますけれども、そうしたところについては、要は、紙で出すしかないわけで、そうすると、ほかのところではインターネットで受け付けてもらえるのに、また紙を一々書いていかなければいけないというので、かなり手間になるのです。ですから、そうしたことについても、中央の協議会等で、できるだけインターネットで受け付けられるようなシステムをお願いしていく。そうしたような推進するような場としても、活用はできないのでしょうか。

○内田課長 確かに御指摘の点、いろいろ課題としてはあろうかと思うのですが、一方で、各地方自治体の皆さん、当然インターネット受付をやるということは、システム構築関係のコストであったり、運用する人員が必要になってくる面もあります。国がやっていることを、どこまで今、自治体に対して我々として言っているのかという点は、いろいろ場合によっては御議論があるかなと。少なくとも国ではこうやっていますという情報提供をしたり、そういうところには努めていきたいと思っておりますが、どのところまで、自治体に対して我々としてお伝えしているのかは正直悩むところがあるというのが、本音のところでは

ございます。問題意識として、全体として負担を減らすためにお互いに情報共有なり意見交換をしながら進めていくという点においては、先ほど建設業課長から申し上げた点も含めてやっていきたいとは思っています。

システム関係等については、以上であります。

○高橋部会長 地方の手續については、我々も前半でもお話ししましたが、かなり問題意識は持っていて、ただ、当然地方自治を持っていらっしゃる団体ですので、どういう働きをするのが一番適当なのかというのは考えていかなければいけないと思います。事務局としては、その辺、かなり政務も含めていろいろお願いする方向で検討しているということでしょうか。

○石崎参事官 許認可等も自治体の関係、もろもろございますので、どうまとめるかはまた部会長とも御相談させていただきたいと思えます。

○高橋部会長 我々としても、自治体については、予算の関係もあるので、どういう形で予算措置を含めてということもあると思えますので、考えたいと思えます。そのときにはぜひ国交省とも協力してお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

他はいかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

資料を拝見したときには、5文字で「異存はない」と書かれているだけなので、悩んだのですが、今、御説明を伺ったところによると、課題の整理や、有識者の協議など、実務的に進んでいらっしゃるようなので、今回の私どもからのお願いを受けていただいて、この「異存はない」というところからもう2ステップぐらい詳しい具体的な案を、できるだけ速やかに出していただけるとありがたいと思えます。

市町村で、システム構築コストがかかるということですが、場合によっては都道府県なり国なりのインフラを使わせてあげる、共用という考え方も当然あり得ると思えます。本日の総務省のプレゼンでは、資料1-2の参考資料として非常に整理されたこういう詳しい工程表も出していただいていますので、ぜひ国交省様からもこういうものが出てくるのを期待しております。

以上です。

○高橋部会長 いかがでしょうか。具体的な工程表を出してくださいみたいなお願いだと思われるのですが。

持ち帰っていただいて、少し事務局ともどのような形で具体化するか、よく御検討いただいて、我々としても具体的なものを出していただいたほうが安心でございますので、どれだけのものになるのか、この場ではとは思いますが。

○平田課長 御意見として承りましたけれども、ただ、他方で事務局との調整で、2020年3月までという期間もいただいている中で、私どもの体制は限られている中で一生懸命やっている話でございますので、そここのところはぜひ御理解をいただいて、期限を切ってい

ただいたということの趣旨は、ぜひ委員の皆様方にも共有していただけると大変ありがたいと思います。

○高橋部会長 分かりました。この辺、具体化は事務局ともよく相談していただきたいと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもお忙しい中御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、国交省のヒアリングについてはこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

(国土交通省退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。前回議論における個別の確認事項について、及び独立行政法人の入札参加資格の今後の取組方針（案）についてでございます。確認結果及び今後の取組方針案について、事務局より御説明を頂戴したいと思っております。

○石崎参事官 資料2-1と資料2-2を御覧ください。昨年12月の行政手続部会で、国立大学法人がどういう運用になっているとか、独立法人の関係で幾つかの委員の方から御質問をいただいたこと、それを踏まえて、少しペーパーを作らせていただきました。

まず、2-1の1ページ目、「1. 国立大学法人に関する確認事項」、これにつきましては、文部科学省に確認したところ、元々国立大学法人、他の独法と何か違う運用をしているかということでもありますけれども、まず、①入札参加資格審査（物品・役務）においては、国立大学法人の入札参加資格審査の運用状況については、全ての国立大学法人が国の入札参加資格審査との統一運用を行っているということですので、特にほかの独法と異なる運用というよりは、国立大学法人も同じ運用を行っている。

それから、建設工事につきましても、競争参加資格の統一化のための中央公共工事連絡協議会の国立大学法人の参加については、全ての国立大学法人が文科省の競争参加資格との統一運用を行っている。また、文科省から国立大学法人に対し、従前より中央連絡協議会の取組の周知や入札・契約制度に関する必要な情報の提供が行われているということでもあります。従いまして、他の独法と同じような運用が行われているということが確認されました。

2. が、これも12月に御指摘がありましたけれども、厚労省の関係の所管の独立行政法人で「入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないことを証する書類」を求めているが、社会保険と入札は別個の話であり、保険料の未納を理由に入札の資格すら認めないやり方について、見直しを検討すべきということでありましたが、回答といたしまして、まず、これは若干記載ミスがありまして、ここに書いてありますように、個別の事業の入札段階よりも前に、一般的に実施する競争入札参加資格審査の段階で保険料の未納の有無を確認しているわけではなくて、入札のときに社会保険等に加入し保険料の滞納がないことについて、申し立て書の提出を求めているものであると。なお、厚労省自体でも、

社会保険の支払い義務が事業者にあり、事業者が保険料の未納により差し押さえ処分を受け、業務遂行ができない事態が発生することを未然に防止するため、厚労省自身の入札手続でも同様の対応を行っていて、該当する独法も厚労省の所管独法として、これに準じて対応しているということでありました。

従いまして、まず一つは、競争入札参加資格審査の段階でこういった未納かどうかということを確認しているということではないと。それから、この運用は、厚労省の所管独法だけではなくて、厚労省自体も行っているということでもあります。ちなみに申しますと、先ほども御議論にありましたけれども、公共工事についても、社会保険の未納の有無というのはチェックしているものですから、いずれにしろ、この厚労省の所管独法だけがこの対応をしているというものではないということでございます。

それから、後ろでございますけれども、外務省の手続でございますが、JICAで中小企業が多数応札してくるから、応札者で国の資格を保有している者は半数以下とのことだが、国の入札にも中小企業は参加している。JICAに固有の事情があり、国よりも中小企業の応札件数が多くなっている実態があるのかということでもありますけれども、回答としてありましたのは、JICAが実施する契約は、原則としては国の競争入札参加資格証明書の提出を求めるという意味では、他の独法と同じように国との統一運用を実施していると。ただ、JICAの事業の中で、1つの事業、すなわち「中小企業海外展開事業」という提案公募事業に関しては、中小企業は国の入札に参加している者が元々少ないもので、入札の段階で資格証明の提出は求めずに、ただ、競争入札参加資格審査チェックシートというものを出示してもらっているということでありまして、入札の段階で改めて国の参加資格自体を求めているのだけれども、同じようなチェックシートの提出はいただいているということで、国の競争入札参加資格と異なる条件で資格を設定していることではないという回答をもらっております。

資料2-2「独立行政法人の入札参加資格の今後の取組方針（案）」ということでもありますけれども、国立大学法人も含めて、全て独立行政法人、同じような運用を行っているということが確認もできましたので、最初の○にありますように、全ての独立行政法人において、国の「入札参加資格」を利用した、入札参加資格審査の簡素化の取組を行う。

次の○で、個別の独立行政法人の固有の事情により求めることとしている書類についても、他の法人の運用状況も踏まえ、その必要性の再検討を行うということで、前回12月22日の部会で、独法ごとの参加資格審査の横並びがどうなっているのか示しましたので、それを各省、御確認いただいた上で、独自の書類を求めるものについては、必要性を再検討していただく。

前回御議論になりましたけれども、研究不正の誓約書というものをとっているのが幾つかの団体であるということでもあります。これらは研究委託の場合に限って求めること。研究と関係のない物品等の調達においては求めないこと。これを各省にお示しした上で、所管の独法にこういった取組を求めていくということにしたいと考えております。

私の方からは以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がございますれば、よろしくお願ひいたします。

もう一回確認したいのですが、公共工事一般について、社会保険料の未納がないかどうかは、申し立て書を出させているということなのですか。

○石崎参事官 我々が調べますと、申立書かどうかは分かりませんが、社会保険の保険料の未納があるかどうかを入札段階で求めている事例は多いようであります。

○高橋部会長 多い。

○石崎参事官 全てだかどうかは確認できておりませんが、恐らくこれは建設業などで社会保険の未納が多いということで、そういったことを求めているのではないかと思います。まだ精査する必要がありますけれども、ファクトとしては、この団体に限ったものではないということでもあります。

○高橋部会長 行政法的に言うのでしょうか。建設工事についてだけ、社会保険の未納をチェックするというのは、障壁としてどうなのかな。

どうぞ。

○安念部会長代理 大体保険料を滞納している人は何も払っていないですね。どれかにだけ選択的に払うというのはあり得ないわけではないけれども、要するに、金がないわけではないですか。だから、税金も払っていないということが多いと私は思うのですね。だとすると、また、今度は納税証明書はどうなのだという話になるけれども、別にこれを見たからどうなのだという気はするのですけれどもね。

もっと経営状態そのものを見たいともし言うのならば、公租公課の類いを納めていないなどというのは、初めから論外ですね。それよりも、いろいろな経営指標を見て、ちゃんと夜逃げしない業者かどうかということは、別途判断しなければいけない話で、いずれにせよ資料としてどれだけの価値があるのか、大変疑問に思うのですけれども。

○高橋部会長 これは今回方針を出さなければいけないのでしたか。

○石崎参事官 これは確認事項ですから、特に方針はあれですし、我々もこの御回答をいただいたのが極めて最近なものですから、まだ余りほかの事例でどうなっているかというのは包括的には調べられていないものですから、もう少し調べさせていただきたいと思ひます。

○高橋部会長 全部ではないというのもどうだし、全部求めているというと、これは全部に辞めてもらうのはかなり大ごとですね。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 最近の実態は私は承知していませんが、しばらく前の実態で言うと、基本的に社会保険に入っていない事業者がかなりいます。したがって、逆に言いますと、保険料を払っていない、国民年金になって未納者が多いという実態になっていると思ひま

す。

社会保険に加入している事業者の場合について言うと、滞納事例はさほど多くはない。かなりちゃんと払っているという実態がありますので、そういう面から言うと、チェックの必要性がどれだけあるかというと比較的少ないとは言える傾向はあります。ただ、もちろん例外もありますので、全く必要がないとまで言い切れるかと言われると自信はないですけれども、

○高橋部会長 もう一回確認していただいて、検討していただくということで。

○石崎参事官 はい。

○高橋部会長 他はいかがでしょうか。

では、これは今月中にやればいい話だということですね。

○石崎参事官 はい。また確認させていただきます。

○高橋部会長 では、今月中にぜひそういうことで、よろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定よりかなり早いのですが、議論が終わりましたので、ここまでとさせていただきますと思います。

本日の議論を踏まえて、各省庁には取組を進めていただくとともに、今後も必要に応じて行政手続部会でも取組状況の確認を行ってまいりたいと思います。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、会議を終了いたします。委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

どうもありがとうございました。